

雨水貯留浸透施設設置奨励補助事業について

一補助事業手続きの流れ一

1 施設の計画 (詳細については裏面の「補助対象の基準」をご覧ください。)	<ul style="list-style-type: none"> ○設置したい雨水貯留浸透施設の計画を決めてください。 ○付近に迷惑をかけないかどうか調べてください。 ○事前に上下水道営業課に相談してください。 															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助の対象となる施設</th> <th>補助の対象とならないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 既存浄化槽転用雨水貯留槽</td> <td>・ 既にある左に掲げる施設の作り替え</td> </tr> <tr> <td>② 市販雨水貯留槽</td> <td>・ 補助の承認前に設置したもの</td> </tr> <tr> <td>③ 雨水浸透ます</td> <td>・ 補助金の限度額を超える部分</td> </tr> <tr> <td>④ 雨水浸透管</td> <td>・ 他の補助金を受けるもの</td> </tr> <tr> <td>⑤ 浸透側溝</td> <td>・ 法令等で設置の義務があるもの</td> </tr> <tr> <td>⑥ 透水性舗装</td> <td>・ 補助金の交付が不適当なもの</td> </tr> <tr> <td>⑦ その他同等の効果があるもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○補助金は改造工事に要した経費に2/3を乗じて得た額。ただし、10万円を限度額とします。雨水貯留槽については、1基7万円を上限とします。 ○販売会社から見積書やパンフレットなどをもらってください。 ○施工業者を決めてください。自分で設置できるものもあります。 ○借地などの場合は所有者に承諾をいただいでください。 	補助の対象となる施設	補助の対象とならないもの	① 既存浄化槽転用雨水貯留槽	・ 既にある左に掲げる施設の作り替え	② 市販雨水貯留槽	・ 補助の承認前に設置したもの	③ 雨水浸透ます	・ 補助金の限度額を超える部分	④ 雨水浸透管	・ 他の補助金を受けるもの	⑤ 浸透側溝	・ 法令等で設置の義務があるもの	⑥ 透水性舗装	・ 補助金の交付が不適当なもの	⑦ その他同等の効果があるもの
補助の対象となる施設	補助の対象とならないもの															
① 既存浄化槽転用雨水貯留槽	・ 既にある左に掲げる施設の作り替え															
② 市販雨水貯留槽	・ 補助の承認前に設置したもの															
③ 雨水浸透ます	・ 補助金の限度額を超える部分															
④ 雨水浸透管	・ 他の補助金を受けるもの															
⑤ 浸透側溝	・ 法令等で設置の義務があるもの															
⑥ 透水性舗装	・ 補助金の交付が不適当なもの															
⑦ その他同等の効果があるもの																
2 補助金の申請	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金交付申請書(様式第1号及び関連書類)を提出してください。 ○受付窓口は市役所 上下水道営業課 です。 															
3 補助金交付の承認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査のうえ補助金等交付決定通知書(様式第2号)をお送りいたします。 															
4 工事着手	<ul style="list-style-type: none"> ○内容変更がある場合は、補助事業等計画変更届(様式第3号)の手続きをしてください。 															
5 工事完了	<ul style="list-style-type: none"> ○工事代金請求書や領収書を保管しておいてください。 															
6 実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ○補助事業等実績報告書(様式第5号)を提出してください。 															
7 検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書が提出されてから完了検査に伺います。ご協力ください。 															
8 補助金の請求	<ul style="list-style-type: none"> ○検査に合格した後、補助金等交付請求書(様式第6号)を提出してください。 ○施設の管理に関する協定を市と結んでいただきます。 															
9 補助金の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の請求後に指定の口座へ振り込みいたします。 															

*7年を経過しなければ、補助金を交付された施設を廃止することはできませんので、申請にあたりご注意ください。

凡 例 ○印は、皆様からの手続き ・印は、市役所の手続き

■お問い合わせ先

西尾市上下水道部上下水道営業課

TEL 0563-65-2184

FAX 0563-57-5220